

地方独立行政法人市立大津市民病院職員特殊勤務手当規程

平成29年4月1日

規程第44号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立大津市民病院職員給与規程(以下「給与規程」という。)第41条に基づき、特殊勤務手当(以下「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第2条 手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医師手当
- (2) 医師緊急対応勤務手当
- (3) 感染症患者救護等作業手当
- (4) 夜間看護等手当
- (5) 死体解剖補助作業等手当
- (6) 放射線取扱手当
- (7) 病理検査手当
- (8) オンコール手当
- (9) 救急現場医療救護手当
- (10) 専門看護師等手当
- (11) 救急医療体制等確保手当
- (12) DMAT 出動手当
- (13) 外科・消化器外科・乳腺外科診療体制等確保赴任手当
- (14) 外科・消化器外科・乳腺外科診療体制等確保手当

(医師手当)

第3条 医師手当は、医師及び歯科医師に対し支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1月につき175,000円とする。

(医師緊急対応勤務手当)

第4条 医師緊急対応勤務手当は、医師及び歯科医師の管理職が、勤務時間以外に臨時又は緊急を要する医療業務(手術、検査等直接患者に向き合って行う医療行為で理事長が認められるものに限る。)に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき1時間あたり4,000円とし、1時間未満の端数が生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。ただし、従事した日1日につき20,000円を上限とする。

(感染症患者救護等作業手当)

第 5 条 感染症患者救護等作業手当は、職員(医師及び歯科医師を除く。)が感染症の患者若しくはこれらの疑いのある患者の看護若しくは救護又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する感染症は、感染症予防法第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定する一類感染症及び二類感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症とし、手当の額は、従事した日 1 日につき 340 円とする。ただし、一類感染症については 500 円とする。

3 第 2 項の手当の額は、感染症予防法第 6 条第 12 項に規定する第一種感染症に対応する感染症病棟で行った場合は、1 日につき 1,250 円を加算した額とする。

4 第 2 項に規定する感染症の患者を第 3 項に規定する感染症病棟で、診療業務に従事した医師および歯科医師は、第 1 項の規定にかかわらず、1 日につき 2,110 円を支給する。

(夜間看護等手当)

第 6 条 夜間看護等手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 正規の勤務時間(地方独立行政法人市立大津市民病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等に関する規程」という。)第 5 条から第 10 条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務

(2) 正規の勤務時間が年末年始の日(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までをいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務

2 前項の手当の額は、給与規程第 3 条第 1 項第 1 号 医療職給料表(別表第 1)ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員については、勤務 1 回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同項(1)アからウについては、1 箇月の合計回数が 4 回以上 5 回以下については勤務 1 回につき 500 円を加算、6 回以上に達した場合は勤務 1 回につき 800 円を加算した額とする。また、同項(1)エについては、1 箇月の合計回数が 4 回以上 5 回以下については勤務 1 回につき 100 円を加算、6 回以上に達した場合は勤務 1 回につき 200 円を加算した額とする。

(1) 前項第 1 号の業務 次に掲げる額

ア 深夜における勤務時間が 7 時間以上のとき 7,800 円

イ 深夜における勤務時間が 4 時間以上 7 時間未満のとき 3,300 円

ウ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 2,900 円

エ 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 2,000 円

(2) 前項第 2 号の業務 次に掲げる額

ア 当該業務に係る勤務時間が 15 時間以上のとき 10,000 円

イ 当該業務に係る勤務時間が 7 時間以上 15 時間未満のとき 5,000 円

ウ 当該業務に係る勤務時間が 4 時間以上 7 時間未満のとき 2,500 円

3 第 1 項の手当の額は、給与規程第 3 条第 1 項第 2 号 看護補助職給料表(別表第 2)の適用を受ける職員については、勤務 1 回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項第 1 号の業務 次に掲げる額

ア 深夜における勤務時間が 7 時間以上のとき 5,500 円

イ 深夜における勤務時間が 4 時間以上 7 時間未満のとき 2,300 円

ウ 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 2,000 円

エ 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1,400 円

(死体解剖補助作業等手当)

第 7 条 死体解剖補助作業等手当は、職員(医師及び歯科医師を除く。)が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 死体解剖の補助作業

(2) 死体の処置作業

2 前項の手当の額は、1 体につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の作業 2,000 円

(2) 前項第 2 号の作業 1,100 円

(放射線取扱手当)

第 8 条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線(以下「放射線等」という。)を人体に照射する作業及び放射線管理区域内において放射線等を人体に照射するための補助作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき 350 円とする。

(病理検査手当)

第 9 条 病理検査手当は、職員が病理細菌の検出及び検査並びに検査器具等の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、従事した日 1 日につき 250 円とする。

(オンコール手当)

第 10 条 オンコール手当は、勤務時間外において、医療行為の専門性又は処置に必要な人員体制の確保に鑑み、宿直者のみでは対応することが出来ない場合に、緊急時呼び出しに速やかに応じて、理事長が認める医療業務に従事できるよう自宅等で待機したとき、若しくは医療業務に従事したときで、次の各号に掲げる場合に依りて、1 回につき定める額を支給する。

ただし、緊急時呼び出しとは別の勤務時間外命令に基づく医療業務に従事している場合を除く。

- (1) 当直表に記載された麻酔科医師が、勤務時間外において、緊急時呼び出しに備えて自宅等において待機したとき 6,000 円
- (2) 緊急時呼出対应当番表に記載された医師が、勤務時間外において、緊急時呼び出しに速やかに依りて理事長が認める医療業務（手術、内視鏡治療、血管造影治療）に従事したとき 4,000 円
- (3) 前各 2 号以外の職員（理事長が認める職員に限る。）が、勤務時間外において、緊急時呼び出しに備えて自宅等において待機したとき 1,500 円

（救急現場医療救護手当）

第 11 条 救急現場医療救護手当は、職員が救急現場に出動し、医療救護活動を行ったときに支給する。

2 前項の手当の額は、出動勤務 1 回につき、次の各号に掲げる業務の区分に依り、当該各号に定める額とする。ただし、出動しても医療行為等を行わない場合は支給しない。

ア 深夜以外に出動したとき 500 円

イ 深夜に出動したとき 750 円

（専門看護師等手当）

第 12 条 専門看護師等手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

(1) 日本看護協会が認定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として登録されている者、又は厚生労働省の「看護師特定行為研修」を修了した者（以下「特定看護師」という。）

(2) 専門・認定看護師又は特定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる者

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に依り、当該各号に定める額とし、重複支給は認めない。

(1) 専門看護師又は特定看護師 月額 5,000 円

(2) 認定看護師 月額 3,000 円

3 専門看護師等手当は、職員となったとき又は資格取得後に第1項に該当するかを確認し支給する。

(救急医療体制等確保手当)

第13条 救急医療体制等確保手当は、医師である職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 救急医療及び集中治療等の診療管理業務に従事したとき
- (2) 日本救急医学会救急科専門医又は日本集中治療医学会集中治療専門医が救急医療及び集中治療等の診療業務に従事したとき
- (3) 救急医療及び集中治療等の診療業務に従事したとき
- (4) 繁忙期(11月から1月までの間をいう。以下同じ。)に正規の勤務時間において救急診療業務に従事したとき
- (5) 繁忙期以外に正規の勤務時間において救急診療業務に従事したとき

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 月額 150,000円
- (2) 前項第2号の業務 月額 100,000円
- (3) 前項第3号の業務 月額 50,000円
- (4) 前項第4号の業務 業務1回につき 15,000円
- (5) 前項第4号の業務 業務1回につき 5,000円

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第14条 職員が新型コロナウイルス感染症の患者若しくはこれらの疑いのある患者の業務に従事したときに第5条にかかわらず、下記表1の感染症患者救護等作業手当を支給する。なお、各号の併給はしないものとする。

表1

滋賀県が示す「コロナとのつきあい方滋賀プラン」における判断指標区分					
判断指標	レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル
(1)	新型コロナウイルス感染症患者を専ら入院させるための病棟において新型コロナウイルス感染症患者の診療業務に直接従事することを常態とする職員				
	1日につき 4,000円				
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはこれらの疑いのある患者の業務に従事する職員				

(2)	1日につき 1,000 円	1日につき 500 円	
-----	---------------	-------------	--

2 滋賀県が指定する新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設において新型コロナウイルス感染症診療の指導医業務に従事する職員  
30,000 円

3 滋賀県が指定する新型コロナウイルス感染症に係る宿泊療養施設において新型コロナウイルス感染症診療の指導看護師等業務に従事する職員 13,200 円

4 前項の手当は併給しないものとする。

(DMAT 出動手当)

第 15 条 法人が滋賀県から DMAT 派遣の要請を受け、職員が大津市外の現場に出動し、活動を行ったときに、DMAT 出動手当を支給する。なお、支給額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

2 前項の手当の額は、従事した日 1日につき 10,000 円とする。

(外科・消化器外科・乳腺外科診療体制等確保赴任手当)

第 16 条 外科・消化器外科・乳腺外科診療体制等確保赴任手当は、医師である職員が次に掲げる外科の診療業務に従事するため、新たに採用したときに支給する。

(1) 外科・消化器外科・乳腺外科診療部長が診療管理業務に従事するとき

(2) 外科・消化器外科・乳腺外科医長が外科・消化器外科・乳腺外科の診療業務に従事するとき

(3) 前項第 1 項及び第 2 項以外の医師が外科・消化器外科・乳腺外科の診療業務に従事するとき

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、赴任した月含め 3 ヶ月間に限り支給する。

(1) 前項第 1 号の業務 月額 400,000 円

(2) 前項第 2 号の業務 月額 300,000 円

(3) 前項第 3 号の業務 月額 200,000 円

(外科・消化器外科・乳腺外科診療体制等確保手当)

第 17 条 外科・消化器外科・乳腺外科診療体制等確保手当は、医師である職員が次に掲げる外科・消化器外科・乳腺外科の診療業務に従事するときに支給する。

- (1) 外科・消化器外科・乳腺外科診療部長が診療管理業務に従事するとき
  - (2) 外科・消化器外科・乳腺外科医長が外科・消化器外科・乳腺外科の診療業務に従事するとき
  - (3) 前項第1項及び第2項以外の医師が外科・消化器外科・乳腺外科の診療業務に従事するとき
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、第16条に規定する外科診療体制等確保赴任手当の併給はしないものとする。
- (1) 前項第1号の業務 月額 200,000円
  - (2) 前項第2号の業務 月額 150,000円
  - (3) 前項第3号の業務 月額 100,000円

(手当の計算方法)

第18条 日額で定められている特殊勤務手当は、歴日を単位として計算する。

2 月額で定められている特殊勤務手当は、月の初日から末日までの期間を単位として計算する。

3 前項の手当の支給を受ける職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により月の全日数にわたり勤務しなかった場合は、その月分の当該手当は支給しない。

(手当の日割計算)

第19条 月の中途において前条第2項の手当の支給が開始され、又は廃止となった職員に係る当該月分の手当の支給は、当該開始の日から当該月の末日まで又は当該月の初日から当該廃止の日までの間について、日割計算により行う。

2 前項の日割計算については、給与規程第6条第4項の例による。

附 則(平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第5条の規定は、令和2年3月1日から適用する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年5月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年6月12日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第14条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月31日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年2月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第12条の規定は令和2年4月1日、第16条の規定は、令和2年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和4年5月13日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第2項の規定は令和4年5月1日から適用する。